核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料 第4部 画像診断 第3節 コンピューター断層撮影診断料 E201 非放射性キセノン脳血流動態検査

E201	非放射性キセノン脳血流動態検査	2,000点
	· ·	

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号)

告示	通知
注 非放射性キセノン吸入手技料及び同時に行うコ	
ンピューター断層撮影に係る費用は、所定点数に	
含まれるものとする。	